

ミャンマー事業における JV パートナーとの取り組み

2018年2月のキリングroup人権方針の策定後、合併パートナーに対して、キリングroup人権方針に対する理解と支援を得るための説明を行いました。また、同じく2018年にはミャンマー事業を対象とした人権影響評価を実行するとともに、ミャンマーブルワリー寄付及びボランティア方針（Corporate Donations and Volunteering Policy）を策定・導入し、JVパートナーの理解を得て取り組みを進めています。

加えて、2019年5月、8月、10月の3回に分けて、ミャンマー事業を通じた社会価値の創造や社会へのポジティブな影響を発揮することの重要性に焦点を当てたワークショップを、ミャンマーブルワリー取締役（キリンと合併パートナーからの代表にて構成）向けに開催しました。このワークショップでは、JICA ミャンマーオフィスとグローバル企業のCSR部門のリーダーを含む専門家を招き、それぞれの組織における当該領域の強化に関する経験や提言に加え、参加者のディスカッションを促すQ&Aセッションを設けました。一連のワークショップを経て、社会の持続的な発展なくして企業の存続と成長はなしえないこと、またそれを達成するためには政府・企業・市民社会・アカデミア・個人といったあらゆるステークホルダーが協力して臨まないと解決できないといった点について理解を深めました。



今後もこういった機会を企画、活用し、合併パートナーとともに国際標準のビジネス慣行とガバナンスについて理解を深めるとともに、ミャンマーの社会と経済に大きなプラスの影響を与えられるよう努力を続けていきます。

